

調停委員の任命にあたり外国籍の者を排除しないことを求める会長声明

1 最高裁判所の取扱い

当会が最高裁判所に対し行った調査によると、最高裁判所は、現在、日本国籍を有しない者を調停委員に任命しない取扱いを行っている。その理由について、最高裁判所は、公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とするとの取扱いが一般であり、調停委員に関してもこうした公務員にあたるものとして、日本国籍を必要とすると考えられる旨回答した。

2 上記取扱いに合理的理由が認められないこと

しかし、日本国籍を有しないことをもって一律に調停委員に任命しないという上記取扱いには、合理的理由がない。

民事調停委員は、調停主任または調停官とともに調停委員会の構成員として、裁判官または調停官の指揮の下に調停に関与するほか、裁判所の命を受け、他の調停事件について専門的な知識経験に基づく意見を述べる等、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図るための手続である調停事件を処理するために必要な事務を行う権限を有する（民事調停法第1条、第6条ないし第8条、第12条の2）。

また、家事調停委員も、裁判官または調停官とともに調停委員会の構成員として、裁判官または調停官の指揮の下に調停に関与し、調停委員会が相当と認めるときは、事実の調査をする権限を有する（家事事件手続法第247条、第248条、第259条、第262条）。

調停委員のこれらの活動によって、当事者双方の話し合いが進められるが、最終的な合意の成否は当事者の判断に委ねられており、調停委員の役割は、あくまでも紛争の解決に向けたあっせんを行い、当事者の互譲による合意形成を支援するにすぎない。

すなわち、調停委員の職務遂行に権力作用を見出すことはできず、調停委員は「公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員」とはいえない。

それにも関わらず、日本国籍を有しないというだけで外国籍の者を一律に調停委員に任命しないという差別的取扱いには合理的理由は認められない。日本国憲法第14条の平等原則を含む基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する日本国籍を有しない者にも

等しく及ぶのであって、上記取扱いは、平等原則に違反する不合理な差別と言わざるを得ない。

3 制度趣旨との関係

調停制度は、当事者双方の話し合いの中で、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した紛争解決を図るための制度である。

2023年（令和5年）末時点において、本邦に341万人を超える外国籍の者が在留し（2024年（令和6年）3月22日付け出入国在留管理庁報道発表資料）、これらの者を当事者とする紛争も増えていることからすれば、当事者の言語や生活習慣、文化的背景等に理解のある外国籍の者が調停委員に任命される道を拓き、裁判所においてその知見を取り入れることは、調停制度の趣旨にも合致し、多様化する紛争を解決するための一助となるはずである。

4 国際社会からの勧告

我が国は、国連人種差別撤廃委員会から、2010年（平成22年）、2014年（平成26年）と、繰り返し、家事調停委員を例示した上で、外国籍者の公職へのアクセス阻害の解消を勧告されている。それにもかかわらず、最高裁判所は、前記回答のとおり、これら勧告には何らの配慮をも示していない。

5 結語

以上のとおり、日本国籍を有しないことのみを理由として一律に調停委員への任命を認めない上記取扱いには合理的な理由がなく、平等原則に違反することは明らかである。当会は、多様性を認め合い、多文化が共生する社会を実現するためにも、日本国籍の有無にかかわらず、紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い者の中から調停委員を任命すべきであると考える。

よって、当会は、最高裁判所に対し、調停委員の任命にあたり外国籍の者を排除しないよう求める。

2024年（令和6年）10月21日

長野県弁護士会 会長 山崎勝

